



介護報酬改定をめぐる論議
～処遇改善加算か、介護報酬2%プラス改定か～

◆今月7日厚労省は、介護報酬の地域区分を国家公務員の地域手当に準じた7区分に細分化する方針と、7区分ごとの上乗せ割合に対応する財源として、介護報酬全体を平均0.6%引き下げる必要がある見通しを示しました。現在の介護報酬は全国の9割の市町村では1単位10円で算定されていますが、都市部では1単位の額が異なっており、その主な要因は地域手当を反映させた人件費分の相違となっています。今回はこの地域手当を国家公務員に完全に準拠させ、地域による上乗せ分を整理しよう、ということを目的としています。この改正に伴って、各地域区分間の修正・調整が行われるとともに、乙地のように上乗せ割合が減少してしまう地域があることなど、解決すべき問題も存在しています。

◆一方で13日に行われた、社会保障審議会の介護保険部会（部会長＝山崎泰彦・神奈川県立保健福祉大名誉教授）では、今年度で終了する介護職員処遇改善交付金を、介護報酬に組み込むことを前提とする財源確保案などを厚労省が提示し、委員からも前向きな意見が相次いだ模様です。それによると、来年度以降も現行の処遇改善交付金と同等の仕組みを実施する場合、第5期介護保険事業計画の期間内（2012—14年度）だけで約6,000億円の公費が必要で、一方で処遇改善交付金相当分の費用をそのまま介護報酬に上乗せすると2%のプラス改定に相当し、単年度での所要額約1,900億円のうち、国と地方それぞれに500億円分の別財源が必要になると指摘しました。

「処遇改善加算(仮称)」に関する提案内容

- ①処遇改善加算の算定方法について
⇒現行の介護職員処遇改善交付金と同じ方法。
- ②算定要件について
同じ職員構成で比較した場合、報酬改定前（今年度末）の賃金額を下回らない給与を支給すること。（これまで介護職員処遇改善交付金を申請していなかった事業所では）同じ職員構成で比較した場合、加算後の賃金額は、報酬改定前の賃金額に加算した分を上回っていること。
- ③財源について
現行の介護職員処遇改善交付金は、一般財源から捻出されているのに対し、「処遇改善加算」は、介護保険財源で賄う。

★このような議論の中、厚労省が行っている介護事業経営実態調査においては、処遇改善交付金をなくしても施設は黒字を確保できる、などの統計情報も示されました。この統計資料の中では各種介護保険事業種別ごとの財務分析が行われているものですが、地域による経営状況の違いや、職員数・利用者数などの統計も示されています。このうち例えば介護老人福祉施設に係るものでは、収支差額比率（資料からは正確な計算式がわかりませんが、当期事業活動収支差額÷（収入計－国庫補助金等特別積立金取崩額）で算定されている模様）は9.8%で、平成20年度の同調査における5.8%と比して、収入し占める処遇改善交付金の割合（2.1%）を差し引いてもプラスが確保されること、また他産業に比しても収支差額比率が高いこと、などが報告されました。

（参考：福祉新聞、ウェルニューズ、キャリアブレインほか）

★介護事業経営実態調査（以下「介護実調」という。）はその結果が介護報酬単価の改定に活かされ、決算の結果を基にした介護事業者の経営の実態がそのまま単価に反映されるものです。今般の新たな「社会福祉法人会計基準」の策定は、この介護実調における決算状況を明確に把握することが目的の一つであったとも言われています。また今後、介護事業のみならず保育事業においても、「子ども・子育て新システム」の導入が実行されることとなれば、新会計基準に基づいた経営情報により、利用料単価（現在の保育単価）の決定における参考とされる可能性もあります。

介護事業経営実態調査の結果は厚労省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/zigyo/keiei/20index.html>) をご参照ください。

＜介護報酬の上乗せ割合＞

地域区分	現在	2012年～
特別区	15%	18%
特甲地1	10% (すべて特甲地として一律)	15%
特甲地2		12%
特甲地3		10%
甲地	6%	6%
乙地	5%	3%
その他	0%	0%

◆また17日に行われた、第82回社会保障審議会介護給付分科会（分科会長＝大森彌・東京大学名誉教授）では、介護報酬において処遇改善措置を実施する場合の考え方について「介護報酬の処遇改善加算(仮称)」を設けることなどが提案され、確実に介護職員の処遇改善に反映されるようにするため「加算のうち本給で支給する割合を一定以上とする」などの新たな算定要件も併せて示されました。